## $\bigcirc$ 玉 土 交 通 省 令 第

号

地 域 公 共 交 通  $\mathcal{O}$ 活 性 化 及 U 再 生 に 関 す る 法 律  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 法 律 平 成 + 六 年 法 律 第 匹 十

号

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 施 行 に 伴 1 並 び に 地 域 公 共 交 通  $\mathcal{O}$ 活 性 化 及 び 再 生 に 関 す る 法 律 亚 成 + 九 年 法 律 第 五. + 九 号)

 $\mathcal{O}$ 規 定 12 基 づ き、 及 び 同 法 を 実 施 す る た 8) 地 域 公 共 交通  $\mathcal{O}$ 活 性 化 及 び 再 生 に 関 す る 法 律 施 行 規 則

部 を 改 正 す る 省 令 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 定 8 る。

亚 成 + 六 年 月 日

玉 土 交 通 大 臣 太 田 昭 宏

地 域 公 共 交 通  $\mathcal{O}$ 活 性 化 及 び 再 生 に 関 す る 法 律 施 行 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令

地 域 公 共 交 通  $\mathcal{O}$ 活 性 化 及 び 再 生 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 平 成 + 九 年 玉 土 交 通 省 令 第 八 + 号)  $\mathcal{O}$ 部

を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る

目

次

中

第

章

総

則

第

条

第

九

条

の <u>-</u> を 第 章 総 則 第 条 第 九 条 の <u>-</u>

第 章  $\mathcal{O}$ 基 本 方 針 第 九 条 の 三

第 五. 節 乗 継 円 滑 化 事 業 第二

画 に、 第 五. 節  $\mathcal{O}$ 鉄 渞 事 業 再 構 築 事

第 六 節 鉄 道 再 生 事 業 ( 第

十三条 第三十 · 条 )

第

五

地

域

公

共

交

通

総

合

連

携

計

画

を

地

域

公

共

交

通

網

形

成

計

節 鉄 道 事 業再構 築 事 業 第 二十三条 第二十六条)

業 (第三十条 の <u>-</u> 第三十 · 条  $\mathcal{O}$ 五. を 第 六 節 鉄 道 再 生 事 業 (第二 + 七条 第三十二条)

条 第三十六 条 第 七 節 地 域 公 共 交 通 再 編 事 業 (第三十三条 —第三十六

条

に 改 いめる。

 $\mathcal{O}$ 七)

第 兀 条 中 市 町 村 を 地 方 公 共 寸 体 に 改  $\otimes$ る。

第 九 条 を 削 る。

第 九 条 の 二 中 「第二条第九号 のニニ」 を 「第二条第九号ニ」 に 改 め、 同 条を第九条とし、 同 条 0 次

に 次  $\mathcal{O}$ 条 を 加 え る。

法 第 条 第 + 号  $\mathcal{O}$ 玉 土 交 通 省 令 で 定  $\Diamond$ る £  $\mathcal{O}$ 

第九 条 の 二 法 第二 条 第 + 号  $\mathcal{O}$ 玉 土 交 通 省 令 で 定 め る t  $\mathcal{O}$ は、 次 (C 撂 げ る V) ず れ か  $\mathcal{O}$ Ł  $\mathcal{O}$ とする。

特 定 旅 客 運 送 事 業 に 係 る 路 線、 運 行 系 統 若 L < は 航 路 又 は 営 業 区 域  $\mathcal{O}$ 編 成  $\mathcal{O}$ 変 更

他  $\mathcal{O}$ 種 類  $\mathcal{O}$ 旅 客 運 送 事 業 ^  $\mathcal{O}$ 転 換

三 自 家 用 有 償 旅 客 運 送 12 ょ る 代 替

兀 第 号 、 第 号 又 は 前 号 12 掲 げ る £  $\mathcal{O}$ لح 併 せ て 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ で あ **つ** て、 次 に 撂 げ る 1 ず れ カン  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 

1 異 なる 公共 交 通 事 業 者 等  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 旅 客  $\mathcal{O}$ 乗 継 ぎを 円滑 に 行うた め 0 運 行 計 画 0 改 善

ロ 共通乗車船券の発行

ノヽ 乗 継 割 引 運 賃  $\mathcal{O}$ 設 定 交通 結 節 施 設 に お け る 乗 降 場  $\mathcal{O}$ 改 善 旅 客  $\mathcal{O}$ 乗 継 ぎ に 関 す る 分 か Ŋ B

す 1 情 報 提 供 Ι C 力 K  $\mathcal{O}$ 導 入 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 地 域 公 共 交 涌  $\mathcal{O}$ 利 用 を 円 滑 化 す る た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 措 置

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 基本方針

法 第 三 条 第 項 第 六 号  $\mathcal{O}$ 玉 土 交 通 省 令 で 定  $\Diamond$ る 持 続 可 能 な 地 域 公 共 交 通 網  $\mathcal{O}$ 形 成 に 資 す る 地 域 公

共 交 通  $\mathcal{O}$ 活 性 化 及 び 再 生 12 関 す る 事 項

第 九 条  $\mathcal{O}$ 三 法 第 三 条 第 項 第 六 号  $\mathcal{O}$ 玉 土 交 通 省 · 令 で 定  $\Diamond$ る 持 続 可 能 な 地 域 公共 交通 網  $\mathcal{O}$ 形 成 に 資 す

る 地 域 公 共 交 通  $\mathcal{O}$ 活 性 化 及 び 再 生 に 関 す る 事 項 は 次 12 掲 げ る 事 項 لح す る。

玉 地 方 公 共 寸 体 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 関 係 者  $\mathcal{O}$ 役 割 に 関 す る 事 項

都 市 機 能  $\mathcal{O}$ 増 進 12 必 要 な 施 設  $\mathcal{O}$ <u>\( \frac{\frac{1}{3}}{2} \)</u> 地  $\mathcal{O}$ 適 正 化 に 関 す る 施 策 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 関 係 す る 施 策 کے  $\mathcal{O}$ 連 携 に 関

する事項

第 章  $\mathcal{O}$ 章 名 及 U 同 章 第 節  $\mathcal{O}$ 節 名 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う 12 改  $\Diamond$ る。

第 章 地 域 公 共 交 通 網 形 成 計 画  $\mathcal{O}$ 作 成 及 U 実 施

第 節 地 域 公 共 交 通 網 形 成 計 画  $\mathcal{O}$ 作 成

第 + 条  $\mathcal{O}$ 見 出 L 中 地 域 公 共 交 通 総 合 連 携 計 画 を 地 域 公 共 交 通 網 形 成 計 画 に 改 め、 同 条 中

地 域 公 共 交 通 総 合 連 携 計 画 を 地 域 公 共 交 通 網 形 成 計 画 に、 す ベ て を 全 て に 改 め る。

第 + 条 第 号 中 地 域 公 共 交 通 総 合 連 携 計 画 を 地 域 公 共 交 通 網 形 成 計 画 12 改  $\Diamond$ 

第 +  $\equiv$ 条 第 項 第 号 中 前 条 第 項 \_\_ を 前 条 第 項 各 号 に 改 8 る

+ 五. 条 地 域 共 交 連 計 地 域 共 形 改

第 + 六 条 第 項 中 道 路 運 送 法 施 行 規 則 を 道 路 運 送 法 第 五. 条 第 三 項 及 び 道 路 運 送 法 施 行 規 則

に 改  $\Diamond$ る

第

中

公

通

総

合

携

画

を

公

交

通

網

成

計

画

に

 $\Diamond$ 

る

第 + 七 条 に 次  $\mathcal{O}$ 項 を 加 え る

4 前 条 第  $\equiv$ 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は 第 <del>---</del> 項  $\mathcal{O}$ 認 定  $\mathcal{O}$ 申 請 に 0 1 7 潍 用 す る

第 + 八 条 中 道 路 運 送 法 施 行 規 則 昭 和 + 六 年 運 輸 省 令 第 七 + 五 号 \_\_ を \_ لح あ る  $\mathcal{O}$ は 道 路 運 送

高 度 化 事 業 に 0 き 地 域 公 共 交 涌  $\mathcal{O}$ 活 性 化 及 U 再 生 12 関 す る 法 律 施 行 規 則 以 下 規 則 لح 1 う

第 + 六 条 又 は 第 十 七 条 に 基 づ < 申 請 書 と、 \_ に 改  $\Diamond$ 又 は 第 十 兀 条 に 基 づ < 認 可 申 請

を 削 ŋ 道 路 運 送 高 度 化 事 業 に 0 き 地 域 公 共 交 通  $\mathcal{O}$ 活 性 化 及 び 再 生 12 関 す る 法 律 施 行 規 則 以

下 規 則 لح 1 う。 第 + 六 条 又 は 第 + 七 条 に 基 づ < 申 請 書 規 則 第 十 六 条 第 項 又 は 第 + 七 条 第

項  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ < 事 項  $\mathcal{O}$ 記 載 及 75 書 類  $\mathcal{O}$ 添 付 が な さ れ た t  $\mathcal{O}$ で あ Ŋ カン 0 そ  $\mathcal{O}$ 内 容 が を

は 第 兀 地 条 方 に 運 基 輸 づ 局 < 長」 許 口 ك 申 請  $\mathcal{O}$ 書 下 に 係 に る 事 項 限 る。 に 改  $\Diamond$ とあ る  $\mathcal{O}$ 玉 は 土 交 限 通 る。 大 臣 又 12 は 係 地 る 方 事 運 項 輸  $\mathcal{O}$ 局 記 長」 載 が と な あ され る  $\mathcal{O}$ 

たものに限る。)」と」を加える。

第 + 中 地 域 公 共 交 通 総 合 連 携 計 画 を 地 域 公 共 交 涌 網 形 成 計 画 12 改  $\Diamond$ る。

第二章第五節を削る。

携 十 計 第三 五 条 画 + を  $\mathcal{O}$ 作 条 第 0 成 L た 項  $\mathcal{O}$ \_ 見 市 を 出 町 村 L 第二 中 を 十三 第二 地 + 条 域 第 五. 公 条 共 <del>---</del> 交 の 二 項 \_\_ 通 第 網 に 形 改 項」 成 め 計 を 画 同 を 条 第二 作 第 成 \_\_\_ 十 三 号 L 及 た 条 び 地 方 第 第 公 共 号 項」 寸 中 に 体 改 地 に め、 域 改 公 共 同  $\Diamond$ 交 条 中 通 同 条 総 第二 合 を 第 連

十三

条

لح

す

第二 号) 項 号 各 中 第三 第 第 号 + 三 \_ + + 五 地 兀 に 条 条 条 域 条 第 改 公  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ \_  $\equiv$ 三 め、 兀 共 中 第 交 第 項 並 同 通 条 項 第 V 項 総 第 各 中 に 合 号 三 + 鉄 連 項 第 五. 道 携 中 事 を 条 計 業 + の 二 画 鉄 第 法 五. 第 道 条 を 施 十三 行 事  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 業 項 地 規 条 第 法 第 域 則 第二 公 施 八 号」 項」 共 に 行 項 改 交 規 を 則 各 を 通  $\Diamond$ 号 網 第二 \_ を 第 同 形 に 条 成 十三 十 改 を 鉄 計 第 道 兀  $\Diamond$ 画 条 ш 条 事 業 第 + 第 同 12 改 条 五 法 項 め、 項 第 条 第 لح 昭 す 和 項 12 八 同 뭉 る 条 六 中 改 \_\_ + を  $\Diamond$ 第 12 前 <del>--</del> 改 年 項 同 法 各 + め、 項 律 号 第 兀 第 条 同 号 を لح 九 条 + す 中 第 る。 同

兀 第 三 項 項 + 中 各 号 条 鉄  $\mathcal{O}$ 道 を 五 事 第 業 同 法 項 項 各 中 施 行 号 規 第 則 に 第 + 改 め、 五. 条 条 第三  $\mathcal{O}$  $\equiv$ か 項 第 0 \_\_ 及 五 び  $\mathcal{O}$ 項 第 下 兀 に を 項」 第 を 前 + 項 前 に 兀 条 条 規 第 定 第 三 す 五 項」 る 項 書 に 類 に 改 改  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ ほ 8 か 同 同 条 条 を を 第 加 え 項 + 中 同 六 条

第

第

条とする。

第二章第五節の二を同章第五節とする。

第三 + 条 中 都 道 府 県 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 地 域 公 共 交 通 総 合 連 携 計 画 を 作 成 L た 市 町 村 ш を 都 道 府 県 当

た 地 方 公 共 寸 体 に 改 め 同 条 を 第二 + 七 条 لح す る

該

地

域

公

共

交

通

網

形

成

計

画

を

作

成

L

た

都

道

府

県

を

除

<

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

 $\mathcal{O}$ 

地

域

公

共

交

通

網

形

成

計

画

を

作

成

第三 + \_ 条 第 号 中 地 域 公 共 交 通 総 合 連 携 計 画 \_\_ を 地 域 公 共 交 通 網 形 成 計 画 に 改 め、 同 条 を

第二十八条とする。

第三十三条を第二 + 九 条とし、 第三 + 匹 条 を 第  $\equiv$ + 条とし、 第三 十 五. 条を第三十一 条とす る。

第三 + 六 条第 項 第 二号 中 昭 和 六 + 年 法 律 第 九十二号)」 を 削 り、 同 条 を 第三十二条とす

第二章に次の一節を加える。

第七節 地域公共交通再編事業

地 域 公 共 交 通 再 編 実 施 計 画  $\mathcal{O}$ 記 載 事 項

第三十  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 条 法 第 + 七 条  $\mathcal{O}$ 第 項 第 七 号  $\mathcal{O}$ 玉 土 交 通 省 令 で 定  $\Diamond$ る 事 項 は 次 に 掲 げ る 事 項 لح す る。

地 域 公 共 交 通 網 形 成 計 画 に 地 域 公 共 交 通 再 編 事 業 12 関 連 て 実 施 さ れ る 事 業 が 定  $\Diamond$ 5 れ て 1 る

場合には、当該事業に関する事項

地 域 公 一共 交 通 網 形 成 計 画 に 都 市 機 能  $\mathcal{O}$ 増 進 に 必 要な施 策  $\mathcal{O}$ <u>\f</u> 地  $\mathcal{O}$ 適 正 化 12 関 す Ś 施 策 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 

関 係 す る 施 策 لح  $\mathcal{O}$ 連 携 12 関 す る 事 項 が 定  $\otimes$ 5 れ 7 1 る 場 合 に は 当 該 連 携 に 関 す る 事 項

前 号 に 撂 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ カ 地 域 公 共 交 通 再 編 事 業  $\mathcal{O}$ 運 営 12 重 大 な 関 係 を 有 す る 事 項 が あ る 場

合には、その事項

法 第 + 七 条 の 二 第三 項  $\mathcal{O}$ 玉 土 交 通 省 令 で 定  $\emptyset$ る者

第三十 兀 条 法 第 + 七 条  $\mathcal{O}$ 第 三 項  $\mathcal{O}$ 玉 土 交 通 省 令 で 定  $\Diamond$ る 者 は 次 12 掲 げ る 者 لح す る。

そ  $\mathcal{O}$ 全 部 又 は 部  $\mathcal{O}$ 区 間 又 は 区 域 が 当 該 地 域 公 共 交 通 再 編 事 業 を 実 施 す る X 域 内 に 存 す る 路 線

若

L

<

は

航

路

又

は

営

業

区

域

に

係

る

特

定

旅

客

運

送

事

業

を

営

む

全

部

又

は

部

 $\mathcal{O}$ 

者

12

代

わ

0

て

当

該

特

定

旅 客 運 送 事 業 に 係 る 路 線 若 L < は 航 路 又 は 営 業 区 域 12 お 1 て 旅 客 運 送 事 業 を 営 t う とす る

そ  $\mathcal{O}$ 全 部 又 は <del>\_\_</del> 部  $\mathcal{O}$ X 間 又 は 区 域 が 当 該 地 域 公 共 交 通 再 編 事 業 を 実 施 す る 区 域 内 に 存 す る 路 線

若 L < は 航 路 又 は 営 業 区 域 に 係 る 特 定 旅 客 運 送 事 業 を 営 む 全 部 又 は 部  $\mathcal{O}$ 者 に 代 わ 0 7 当 該 特 定

旅 客 運 送 事 業 に 係 る 路 線 又 は 営 業 区 域 に お 1 7 自 家 用 有 償 旅 客 運 送 を 行 お う ع す る 者

地 域 公 共 交 通 再 編 実 施 計 画  $\mathcal{O}$ 認 定  $\mathcal{O}$ 申 請

第三十 五. 条 法 第 + 七 条  $\mathcal{O}$ 三 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ ŋ 地 域 公 共 交 通 再 編 実 施 計 画  $\mathcal{O}$ 認 定 を 申 請 L ょ う

す Ś 地 方 公 共 寸 体 は 次 に 掲 げ る 事 項 を 記 載 L た 申 請 書 を 玉 土 交 通 大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5 な

地方公共団体の名称

法 第 + 七 条  $\mathcal{O}$ 第二 項 各 号 に 撂 げ る 事 項

2 号 に 前 項 掲 げ  $\mathcal{O}$ 場 る 合 事 項 12 お  $\mathcal{O}$ 1 ほ て、 か 别 同 表 表 第  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 中  $\mathcal{O}$ 欄 に 撂  $\mathcal{O}$ 上 げ る 欄 事 12 掲 項 げ る 同 規 項 各 定 号  $\mathcal{O}$ に 適 掲 用 を げ 受 る け 事 ょ 項 を うとするとき 除 *.* を は 記 載 同 項 各 か

つ、 同 表  $\mathcal{O}$ 下 欄 に 掲 げ る 書 類 を 添 付 L な け れ ば な 5 な 1

3

0

1

7

準

用

す

る

第 兀 道 条 路 第 運 三 送 項 法 第 並 五. び 条 に 第 鉄 道  $\equiv$ 事 項 業 法 道 施 路 行 運 規 送 則 法 第 施 行 条 規 第 則  $\equiv$ 第 項 八 及 条 第 び  $\equiv$ 第 項 兀 並 項  $\mathcal{O}$ び 規 に 第 定 + は 兀 第 条 第 項 三 項  $\mathcal{O}$ 認 鉄 定 道  $\mathcal{O}$ 申 事 請 業 法 に

地 域 公 共 交 通 再 編 実 施 計 画  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 認 定  $\mathcal{O}$ 申 請

第三十 六 条 法 第 + 七 条  $\mathcal{O}$ 三 第 五. 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 認 定 地 域 公 共 交 通 再 編 実 施 計 画  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 認 定 を 受

ならない。

け

ょ

うと

す

る

地

方

公

共

寸

体

は

次

に

掲

げ

る

事

項

を

記

載

た

申

請

書

を

国

土

交

通

大

臣

に

提

出

L

な

け

れ

ば

地方公共団体の名称

変 更 L ょ うと す る 事 項 新 旧  $\mathcal{O}$ 対 照 を 明 示 すること。)

三 変更の理由

2 前 項  $\mathcal{O}$ 申 請 書 に は 当 該 地 域 公 共 交 通 再 編 実 施 計 画 に 係 る 地 域 公 共 交 通 再 編 事 業  $\mathcal{O}$ 実 施 状 況 を 記

載 L た 書 類 を 添 付 L な け れ ば な 5 な 1

3 第 項 0 場 合 に お 1 7 別 表 第  $\equiv$ の 二 の 上 欄 に 撂 げ る 規 定 0 適 用 を受けようとするときは 同 項

各 か 号 0 に 掲 前 げ 項 に る 事 規 定 項 す  $\mathcal{O}$ ほ る 書 か 類 同  $\mathcal{O}$ 表 ほ  $\mathcal{O}$ カン 中 欄 同 表 に 掲  $\mathcal{O}$ げ 下 欄 る 事 に 撂 項 げ 同 る 項 書 各 類 号 を 添 12 掲 付 げ L る な 事 け 項 n を ば な 除 < ° 5 な を 記 載

4 前 条 第 三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は 第 項  $\mathcal{O}$ 認 定  $\mathcal{O}$ 申 請 に 9 1 7 潍 用 す る

(利害関係人等の意見の聴取)

第三 属 + す 六 る 条 道 路  $\mathcal{O}$ 運 送 法 法 第 第 九 + 条 七 第 条 項  $\mathcal{O}$ 三  $\mathcal{O}$ 第 認 可 項 を 要  $\mathcal{O}$ 認 す 定 る を ŧ す  $\mathcal{O}$ る 12 場 0 合 1 て、 に お 必 1 て、 要 が 地 あ る 方 لح 運 認 輸  $\Diamond$ 局 る 長 لح は き そ は  $\mathcal{O}$ 利 権 害 限 関 に

係 人 又 は 参 考 人  $\mathcal{O}$ 出 頭 を 求  $\Diamond$ 7 意 見 を 聴 取 す る こと が で き る。

2 あ る 地 0 又 般 方 た は لح 乗 玉 運 き 合 輸 土 交 は 旅 局 客 通 長 利 大 自 は 害 臣 動 そ 車 関  $\mathcal{O}$ 係  $\mathcal{O}$ 運 権 権 人 送 限 又 事 12 限 は 属 12 業 参 す 属  $\mathcal{O}$ 考 停 す る る 人 止 同  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 項 前 12 項 出 命 規 頭 令 に 若 を 定 規 求 す 定 L す < る 8 る て 事 は 意 事 許 項 若 見 項 可 を  $\mathcal{O}$ に < 0 聴 取 取 消 は 1 7 法 L L 第 利 な に 害 け 0 + 関 ħ 1 ば 7 七 係 条 玉 な 人  $\mathcal{O}$ 6 土  $\mathcal{O}$ 六 申 な 交 1 涌 第 請 大 が 六 臣 項 あ に 0  $\mathcal{O}$ 指 た 規 لح 定 示 き が す

3 前 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 聴 取 に 際 し 7 は 利 害 関 係 人 に 対 L 証 拠 を 提 出 す る 機 会 が 与 え 5 れ な け れ ば な

5

な

1

4  $\mathcal{O}$ 聴 道 路 取 を 運 行 送 う 法 場 施 合 行 12 規 0 則 第 1 7 五 準 十 五 用 す 条 る カン 5 第 六 + 条 ま で  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 第 項 又 は 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 意

見

法 第 + 七 条  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 第 几 項  $\mathcal{O}$ 玉 土 交 通 省 令 で 定 め る道 路 管 理 者 に 対 す る 意 見 聴 取  $\mathcal{O}$ 方 法

 $\equiv$  $\equiv$ 事 則 認 事 可 行 12 で 法  $\mathcal{O}$ 業 + と は 項 + 申 規  $\mathcal{O}$ に 可 0 لح き 六 申  $\mathcal{O}$ Ŧī. に 請 則 規 0 申 請 1 定 条 記 条 書 9 1 限 う。 以 請 き لح 7 書 載 又 を  $\mathcal{O}$ 又 三 書 る 下 潍 が は 規 は あ は 以 な 第 則 認 る 用 ٤, さ 三 第 第 規 法 下 す 道 可  $\mathcal{O}$ \_ + 第 ħ +申 兀 則 路 は る لح た 六 兀 請 管 許 条 + 条 لح 当 可 ŧ 条 書 あ に 地 理 域 該 申 に に \_\_ る 基 1  $\mathcal{O}$ 者 七  $\mathcal{O}$ う。 で 基 基 لح づ 場 条 許 請  $\mathcal{O}$ 公  $\mathcal{O}$ < 共 意 づ 書 づ あ は 合  $\mathcal{O}$ 可 あ  $\overline{\phantom{a}}$ 等  $\equiv$ 申 許 交 ŋ < < る に 見 \_\_ 申 第 請 認  $\mathcal{O}$ 限 可 通 お 聴 第 と 請 申 三 兀 書 は 再 1 取 か 可 る 等 1 つ、 書 申 請 + 編 7 に 項 う \_ 書 申 関 請 事  $\mathcal{O}$ 五 0 道 لح そ 書 請 に 条 業 す 玉 同 あ  $\mathcal{O}$ 路 書 کے 令 土 係 又 に る 交 る 内 運 あ は 第 省 る 0 と لح と 第 事 送 き 令 涌  $\mathcal{O}$ 容 る 三 第 省 は あ が 法 あ 項  $\mathcal{O}$ 地 条 る + 令 施 る 同  $\mathcal{O}$ は 域 第 と 当 六 行 条 記 で  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 公 条 条 該 は 規 は 載 共 項 定 第 か 第 申  $\equiv$ に 交 中 5 8 同 則 が 請 令 第 項 な 兀 基 第 る 申 地 通 書 第 中 さ  $\equiv$ 道 請 + 域 条 づ 路  $\mathcal{O}$ 書 三 公 線 路 几 に < 活 条  $\neg$ れ لح 路 条 共 た 基 申 ま 管 条 性 を と、 読 第 交 線 ŧ づ 請 化 定 で 理 に 基 者 書 通 を  $\mathcal{O}$ < 及 4 及  $\Diamond$ 替 定 許 項 12 づ 再 に び る てバ  $\bigcap$ 中 え 認 < 編  $\Diamond$ 限 口 再 旅 第 対 る ٢, る。 六 る 可 認 事 申 生 客 す  $\neg$ 申 許 業 旅 請 に 条 る \$ 口 自 請 申 に 客 書 関 動 意  $\mathcal{O}$ 可 カ 自 12 لح 書 申 請 す 車 見 0 6 と す 請 書 き 動 係 以 る 運 第 聴 る 規 る 下 法 لح 書 に 車 送 八 取 係 あ 又 事 律 事 条  $\mathcal{O}$ 則 運 許 方 る は る 第 送 項 規 施 業 ま

第

必 + 要 六 が な 条 1  $\mathcal{O}$ 場 兀 合 に 法 0 第 1 て + は 七 条 道  $\mathcal{O}$ 路 三 管 第 理 兀 者 項 た  $\mathcal{O}$ だ 意 見 L 聴 書 取  $\mathcal{O}$ 12 玉 関 土 す 交 る 涌 省 省 令 令 第 で 定 五. 条  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ る 規 道 定 路 管 を 潍 理 用 者 す  $\mathcal{O}$ る 意 見 を 聴  $\mathcal{O}$ 場

第

法

第

+

七

条

 $\mathcal{O}$ 

 $\equiv$ 

第

兀

項

 $\mathcal{O}$ 

玉

土

交

通

省

令

で

定

 $\Diamond$ 

る

道

路

管

理

者

 $\mathcal{O}$ 

意

見

を

聴

<

必

要

が

な

11

場

合

定 第二 ٢, 受 法 合 た 路 年 に け 12 法 同 ŧ 運 項 + お ょ と 条  $\mathcal{O}$ 同 た 送 又 律 第 لح 七 条 法 は 第 り ŧ 1 1 う。 道 4 条 第二 第 7 三  $\mathcal{O}$ 五 号 昭 路 な と + +  $\mathcal{O}$ さ 六 号 中 運 4 和 五 九 同 号。 送 れ  $\mathcal{O}$ 中 な 条 第 条 法 さ + 各 法 る 第 規 九 法 六 号 第 第 定 + れ <del>---</del> 以 ٢, 項 に 第 年 下 列 十 十 <del>---</del> 匹 法 記 五. 五 ょ  $\mathcal{O}$ 条 り 規 法 条 条 れ 律 以 条 \_ 第 第 当 道 第 第 定 لح 外 に 路 と 該 あ  $\mathcal{O}$ ょ 百 に 0 ょ 項 項 処 運 項 八 1 る 部 て う。 十三 分 送 又 る 分  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 処 規 規 法 は は 中 号) 分 لح と、 定 定 第 第 第二 に に に あ 兀 十 地 第 ょ 道 ょ ょ る 条 五. 域 り 第 に 兀 + 路 る る  $\mathcal{O}$ 条 公 第 係 七 条 処 処 は 共 運 <del>---</del> 分 第 と 分 る 条 交 項 送 を受 当 項 \_\_ あ 12 又  $\mathcal{O}$ 通 法 係 は と 項 る  $\equiv$ 該  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ け る 活 処 第 規 あ 又  $\mathcal{O}$ 第 昭 た 分 定 兀 和 る は は 十 性 لح を 五 12 第 項 化 ŧ  $\mathcal{O}$ 受 \_\_ + 条 ょ 法  $\mathcal{O}$ あ は 十 及 لح け 第 第 と、 六 る る び 五. 4 た 年 を 条 処 再  $\mathcal{O}$ <del>---</del> + 受 分 な は ŧ 項 第 同 生 法 さ 律  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に け 七 条 に <del>---</del> れ と 条 関 第 法 規 項 第 係 た る る 定 第 4 t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ す 百 な 12 規 六 号 る  $\mathcal{O}$ 八 と、 + + さ ょ لح لح 定  $\mathcal{O}$ 中 法 三 る 規 七 あ 4 れ に 律 号 。 条 ょ る 処 る な 定 法 平 こと」 分 当 さ 第  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る 12 を れ 処 該 六 は ょ 几 成 以 る 受 処  $\mathcal{O}$ 分 下 ŋ 条 + لح 道 分 規 け 法 を 第 九

申請書の送付手続)

لح

あ

る

 $\mathcal{O}$ 

は

当

該

処

分

を

受

け

た

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

لح

4

な

さ

れ

ること」

と

読

4

替

え

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

لح

す

る。

第 項 + に 六 係 る 条 £  $\mathcal{O}$ 五.  $\mathcal{O}$ に 第 限 る +兀 条 12  $\mathcal{O}$ 規 0 定 1 て は 潍 用 令 す 第 る。 三 条  $\mathcal{O}$ 玉 土 交 通 省 令 で 定 8 る 事 項 法 第 + 七 条 の 三 第二

(聴聞の特例)

第三十 合 第 旅 六 十三 客 条 自 条  $\mathcal{O}$ 動 六 第 車 運 送 地 項 事 方  $\mathcal{O}$ 業 規 運 輸 定  $\mathcal{O}$ に 停 局 ょ 長 止 る は  $\mathcal{O}$ 意 命 令 法 見 第二 陳 を 述 L + ょ  $\mathcal{O}$ う た 七 غ 条  $\Diamond$ す  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る 六 丰 لح 第 続 き 六  $\mathcal{O}$ 項 区 は 分  $\mathcal{O}$ 規 に 行 定 か 政 に か 手 ょ わ 続 り、 5 法 ず 亚 そ 聴 成  $\mathcal{O}$ 聞 権 五 を 年 限 行 法 12 わ 律 属 す な 第 け 八 る + れ ば 般 八 な 号 乗

2 る 利 前 項 害 関  $\mathcal{O}$ 停 係 人 止 が  $\mathcal{O}$ 当 命 令 該 聴 12 聞 係 12 る 関 聴 聞 す る  $\mathcal{O}$ 手 主 続 宰 者 12 参 は 加 す 行 政 ること 丰 続 を 法 求 第  $\Diamond$ 十 た 七 と 条 き 第 は 項  $\mathcal{O}$ 規 れ 定 を 許 12 ょ 可 L り 当 な け 該 処 れ 分 ば な に 係 5

5

な

1

3 見 前 項  $\mathcal{O}$ 聴 聴 聞  $\mathcal{O}$ 主 宰 が 者 は 聴 聞  $\mathcal{O}$ 期 日 12 お 11 て 必 要 が あ る کے 認  $\Diamond$ るとき は 参 考 人  $\mathcal{O}$ 出 頭 を 求  $\Diamond$ 7

4 道 路 運 送 法 施 行 規 則 第 六 + 条  $\mathcal{O}$ 及 び 第 六 + 条  $\mathcal{O}$ 三  $\mathcal{O}$ 規 定 は 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 聴 聞 を 行 う 場

共 涌 乗 車 船 券  $\mathcal{O}$ 届 出 合

に

0

1

7

準

用

す

る

意

を

取

す

る

ک

لح

で

き

る

な

1

第三 出 + を 六 ょ 条 うと  $\mathcal{O}$ 七 す る 法 第 運 送 <u>二</u> 十 事 業 七 者 条 は  $\mathcal{O}$ 八 次 第 12 撂 項 げ  $\mathcal{O}$ る 規 事 定 項 に を ょ 記 n 載 共 通 L た 乗 届 車 出 船 書 券 に を 係 玉 土 る 交 運 通 賃 大 又 臣 は に 料 共 金 同  $\mathcal{O}$ で 割 提 引 出  $\mathcal{O}$ 届 L

共 通 乗 車 船 券 を 発 行 L ようとす Ź 運 送 事 業 者  $\mathcal{O}$ 氏 名 又 は 名 称 及 び 住

所

な

け

れ

ば

な

5

な

1

- 共 通 乗 車 船 券 を 発 行 L ょ う لح す る 運 送 事 業 者 を 代 表 す る 者  $\mathcal{O}$ 氏 名 又 は 名 称
- $\equiv$ 割 引 を 行 お う لح す る 運 賃 又 は 料 金  $\mathcal{O}$ 種 類
- 兀 発 行 L ょ う لح す る 共 通 乗 車 船 券  $\mathcal{O}$ 名 称
- 五 発 行 l ょ う لح す る 共 通 乗 重 船 券  $\mathcal{O}$ 発 行 価 額
- 六 発 行 L ょ う لح す る 共 通 乗 車 船 券 12 係 る 期 間 区 間 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 条 件
- 第  $\equiv$ + 八 条 第 項 中 第三 + 条  $\mathcal{O}$ 兀 第  $\equiv$ 項 を 第二 + 五. 条 第 三 項 12 改  $\Diamond$ る
- 4 第 三 道 路 + 運 九 送 条 第 法 施 行 項 規 中 則 第 同 十 兀 項 条 に 掲 第 三 げ 項 る 及 書 び 類 第二 を 除 + \_\_ 条 第 三 を 項 削 り  $\overline{\phantom{a}}$ 同 規 同 則 条 第 第 兀 十三 項 を 条 次 第  $\mathcal{O}$ 三 ょ う 項 12 及 改 U 第  $\otimes$
- 兀 条 第 三 項 12 お 1 7 準 用 す る 場 合 を 含 む  $\mathcal{O}$ 規 定 は 第 \_\_ 項  $\mathcal{O}$ 認 定  $\mathcal{O}$ 申 請 12 0 1 7 準 用 す る
- 旅 客 第 運 兀 送 + 事 条 業 中 に 0 道 き 路 地 運 域 送 公 法 共 施 交 行 通 規  $\mathcal{O}$ 則 活 昭 性 化 和 及 + U 再 六 生 年 に 運 関 輸 す 省 る 令 法 第 律 七 施 + 行 五 号 規 則 を 以  $\Box$ 下 と あ 規 則 る  $\mathcal{O}$ لح は 11 う 新 地 域
- 第  $\bigcirc$  $\equiv$ + を 八 削 条 ŋ 又 は 第 新 三 地 + 域 九 旅 条 客 運 12 送 基 事 づ 業 < 申 に 請 0 き 書 地 域 と、 公 共 交  $\Box$ 通 に  $\mathcal{O}$ 改 活 性 め 化 及 U 又 は 再 第 生 に 十 関 几 条 す る 12 基 法 律 づ < 施 行 認 規 可 申 則 請 以 書
- 下 規 則 لح 1 う。 第 三 + 八 条 又 は 第 三 + 九 条 に 基 づ < 申 請 書 規 則 第 三 + 八 条 第 項 又 は 第 三 +
- 九 条 第 第  $\equiv$ 几 条 項 12  $\mathcal{O}$ 基 規 づ 定 < に 許 基 づ 可 < 申 請 事 書 項 12  $\mathcal{O}$ 係 記 る 載 事 及 項 び 書 に 類 改  $\mathcal{O}$ 添 め 付 が な さ 地 方 れ た 運 輸 £ 局  $\mathcal{O}$ 長 で あ <u>ك</u> \_ り  $\mathcal{O}$ か 下 0 に そ  $\mathcal{O}$ 内 限 容 る。 が を

る

+

十 第 認 九 لح 可 + 条 申 兀 あ 第 請 条 る  $\equiv$ 書 に  $\mathcal{O}$ 基 は に 項 係 づ  $\mathcal{O}$ る 規 < 限 る。 事 定 認 項 に 可 基 申  $\mathcal{O}$ 記 に づ 請 < 係 載 書 ш 事 る 事 12 項 لح 改 項  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 記 あ  $\mathcal{O}$ 載 記 る 及  $\mathcal{O}$ 載 当 び が は な 該 書 さ 申 類 請  $\mathcal{O}$ を れ 書 た 添 付 に ŧ と  $\mathcal{O}$ 0 を き に  $\mathcal{O}$ 限 下 道 に る に 路 運 \_ 送 規 と 同 法 則 令 第 施 第 を 行 三 + 加 六 規 条 え 則 八 第 中 条 + 第  $\Box$ 兀 玉 と、 条 土 項 交 又 に 通 基 は 大 づ 第 規 臣 則

第 兀 + <del>---</del> 条 中 れ に ょ 0 て \_\_ <u>ك</u>  $\mathcal{O}$ 下 に 12 係 る کے あ る  $\mathcal{O}$ は を 受 け た ŧ  $\mathcal{O}$ と 4 な さ れ る

又

は

地

方

渾

輸

局

長

لح

あ

る

 $\mathcal{O}$ 

は

地

方

運

輸

局

長

<u>ك</u> \_

を

加

え

る。

노

を

加

え

る

を

加

え

る

第 兀 + 兀 条 第 項 第 兀 号 中 海 上 運 送 法 施 行 規 則 \_  $\mathcal{O}$ 下 に 昭 和 + 兀 年 運 輸 省 令 第 兀 + 九 号

第 中 第 + 兀 大 兀 十 正 条 五. + 第 条 第 年 法 項 律 項 に 中 第 七 改 第 +  $\Diamond$ 六 六 号 節 同 項 第 を を 六 号 削 第 り、 を 七 節 同 同 項 号 第 に を 改 + 号  $\Diamond$ 同 لح 項 第 同 L 八 項 号 同 第 لح 項 <del>---</del> 第 号 L 中 五. 号 同 を 第 項 第 同 + 三 項 号 第 五 条  $\mathcal{O}$ 九 号 次  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 12 لح 第 次  $\mathcal{O}$ 兀 項 同 \_ 号 項 兀 を を 号 加

え

る。

兀 ょ る 同 法 変 法 第 第 更 + 七  $\mathcal{O}$ 条 認 七 第 定 条 及  $\mathcal{O}$ 三 項 び 若 第 同 し 条 < 項 第 は 七  $\mathcal{O}$ 第 規 項 +  $\mathcal{O}$ 定 六 規 に 条 定 ょ 第 る に 認 ょ 項 る 定  $\mathcal{O}$ 取 規 消 同 定 条 L 第 12 に ょ 係 六 る 項 る 認 に ŧ お 可  $\mathcal{O}$ 1 鉄 鉄 7 準 道 道 事 事 用 業 業 す 法 る 法 第 施 同 行 三 条 規 条 第 則 第 第 項  $\mathcal{O}$ 七 項 +  $\mathcal{O}$ 規 定 許 条 に 可

条 第  $\mathcal{O}$ Ł は 項 昭 ノ 二 第 を 項  $\mathcal{O}$ 若 除 除 に を 和 項 < . + 第 掲 除  $\mathcal{O}$ L < 規 十 < げ 八 定 号 は 六 る 条 若 に 第 年 t 及  $\mathcal{O}$ ょ び 係 L 十 政  $\mathcal{O}$ 第 < 五. を 令 る 軌 第 第 除 許 六 は 条 道 <del>---</del> く。 号 同 第 可 法 項 若 12 法 百  $\mathcal{O}$ 第 大 項 撂 限 五 L 規 < る。 九  $\mathcal{O}$ 十 又 正 定 げ 条 号 規 は は + に る 第 定 道 同 年 ょ Ł  $\equiv$ 第 12 路 法 法 る  $\mathcal{O}$ を 項 ょ 第 律 運 届 る 送  $\mathcal{O}$ 条 十 第 除 出 < . 規 認 第 法 \_\_\_ 七 同 定 第 条 + 可 第 六 12 項 兀 規 号 第 若 ょ 同 条 則 る 第 令 項 第 L 第 号 第 < 届  $\mathcal{O}$ 七 に 項 認  $\equiv$ + 出 は 条 条 掲  $\mathcal{O}$ 可 <del>---</del> 同 第 げ 規 法 同  $\mathcal{O}$ 条 令 る 定 軌 規 第 第 + 第 項 に 道 定 Ł 六 第 ょ 法 項  $\mathcal{O}$ に 第 条 を る 施 ょ 条 号 第 除 許 七 第 行 る 及 号 三 < 可 規 特 び 項 則 許 又 項 (道 第 第 第 若 は 三 六 路 第 第 L 号 号 十三 + 同 運 < 八 送 号 12 七 12 法 は 条 法 第 撂 掲 第 に 条 若 げ げ ノ 二 撂 九 施 + る る 条 行 げ L < 令 第 4 ŧ 第 る

五 条 る 事 12 法 規 業 第 定  $\mathcal{O}$ + す 停 る 止 七 批 条  $\mathcal{O}$ 方 命  $\mathcal{O}$ 六 的 令 若 第 な 路 Ŧī. L 線 < 項 除 は  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 基 許 規 潍 可 定 12  $\mathcal{O}$ に 該 取 ょ 当 る 消 す 事 L る 業 当  $\mathcal{O}$ ŧ 実  $\mathcal{O}$ 該 で 事 施 あ 業 方 る 法 に 場 係  $\mathcal{O}$ 変 合 る 又 路 更 は 線  $\mathcal{O}$ 当 命 が 令 該 道 事 路 又 業 は 運 が 送 同 法 条 路 線 施 第 を 行 六 定 規 項 8  $\mathcal{O}$ 則 第 7 規 行 六 定 う + に ŧ 七 ょ

六 路 運 法 送 第 法 + 施 行 七 条 令 第  $\mathcal{O}$ 六 第 条 第 七 三 項 + に 号 お に 1 7 撂 げ 準 用 る す ŧ る  $\mathcal{O}$ を 道 路 除 運 送 法 第 兀 + 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 命 令 渞

七

法

第

+

七

条

 $\mathcal{O}$ 

六

第

七

項

に

お

1

て

準

用

す

る

道

路

運

送

法

第

几

+

条

第

 $\equiv$ 

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

封

囙

 $\mathcal{O}$ 

取

 $\mathcal{O}$ 

以

外

 $\mathcal{O}$ 

£

 $\mathcal{O}$ 

で

あ

る

場

合

を

<

 $\mathcal{O}$ 

を

12

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

に

## 付 け 及 び 同 条 第 兀 項 $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 登 録 識 别 情 報 $\mathcal{O}$ 通 知

第 兀 + 五. 条 第 項 第 号 を 同 項 第 兀 号 لح L 同 項 第 号 を 同 項 第 号 لح 同 号  $\mathcal{O}$ 前 に 次  $\mathcal{O}$ を

加える。

に は 同 ょ 法 第 令 る 第 変 + 兀 更 条  $\mathcal{O}$ 七 認 第 条 定  $\mathcal{O}$ 三 項 に 第二 係  $\mathcal{O}$ 権 る 項 限 Ł  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 4 道 定 に 路 に 係 ょ る 運 る 送 ŧ 認  $\mathcal{O}$ 法 に 施 定 限 行 及 る 令 び 第 同 条 条 第 第 六 項 兀 12 項 第 お 1 <del>---</del> 号、 7 潍 第二 用 す 号 る 若 同 L 条 < 第 は 第 項 兀  $\mathcal{O}$ 号 規 定 又

査 法 証 第  $\mathcal{O}$ 迈 + 納  $\mathcal{O}$ 七 受 条 理  $\mathcal{O}$ 六 及 第 び 自 七 項 動 車 12 登 お 録 1 番 て 号 準 標 用 す  $\mathcal{O}$ 領 る 置 道 路 並 U 運 送 に 法 同 条 第 第 匹 十 項 <del>\_</del> 条  $\mathcal{O}$ 第 規 定 <del>---</del> 12 項 ょ  $\mathcal{O}$ 規 る 定 自 動 12 車 ょ る 検 自 査 動 証 及 車 U 検

自動車登録番号標の返付

第 兀 十 五 条 第 項 中 第 五. 条 第 八 項 を 第 五 条 第 九 項 \_ 12 改  $\Diamond$ る

别

表

第

中

第

+

七

条

第二

+

兀

条

及

び

第

+

五

条

を

及

U

第

+

七

条」

12

改

8

る

别 表 第 中 第二 十二条 第 + 兀 条 及 U 第 + 五 条 を 及 てバ 第 + \_ 条 に 改  $\Diamond$ る

別 表 第  $\mathcal{O}$ 中 第 三 + 条  $\mathcal{O}$ 兀 及 V 第 三 +条  $\mathcal{O}$ 五. を 第 + 五. 条 及 び 第 + 六 条 に 改  $\Diamond$ 同 表

+ 法 几 第 别 条 表 + 各 第 号  $\equiv$ 五. 中 条 を  $\mathcal{O}$ 第 兀 第 三 第  $\equiv$ + + 兀 項 几 条  $\mathcal{O}$ 条 関 項 第 中 係 項 を 法 12 第 お 第 +  $\equiv$ 1 + 五. 7 準 条 条 用 関  $\mathcal{O}$ 兀 す 係 第 る 同 に 項 規 改 則  $\Diamond$ 第 を  $\equiv$ 同 + 表 法 三 第 法 条 第 各 + . 号 \_ + 五. 条 七 条 第 12 改 第 項」  $\Diamond$ 几 項 に 同  $\mathcal{O}$ 改 表 項 中  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 次 る 第 に 次

の一表を加える。

												N. F	,	別
											の 四	法第二十七条	規定	表第三の二(学
鉄道事業法第十六条第三		項の認可に係る部分	鉄道事業法第十六条第一		の届出に係る部分	鉄道事業法第七条第三項		の認可に係る部分	鉄道事業法第七条第一項		の許可に係る部分	鉄道事業法第三条第一項		(第三十五条及び第三十六条
鉄道事業法施行規則第三	る事項	十二条第二項各号に掲げ	鉄道事業法施行規則第三	項	条第二項各号に掲げる事	鉄道事業法施行規則第八	項	条第一項各号に掲げる事	鉄道事業法施行規則第七		各号に掲げる事項	鉄道事業法第四条第一項	事項	関係)
		二条第三項に規定する書類	鉄道事業法施行規則第三十				図面	第二項に規定する書類及び	鉄道事業法施行規則第七条	び図面	第二項各号に掲げる書類及	鉄道事業法施行規則第二条	書類	

- 九 条
各号に掲げ
規則第四
る事項
号及び第
規則第三
項
三十三条
おいて準
規則第三
げる事項

	軌道法施行規則第二十一	軌道法第十一条第一項(
		る部分
		のに限る。)の認可に係
第二項に規定する書類	条第一項に規定する事由	荷物運賃の変更に係るも
軌道法施行規則第二十二条	軌道法施行規則第二十二	軌道法第十一条第一項(
		る部分
	する事項	のに限る。)の認可に係
二項に規定する書類	第一項及び第二項に規定	荷物運賃の設定に係るも
軌道法施行規則第二十条第	軌道法施行規則第二十条	軌道法第十一条第一項(
		る部分
		のに限る。)の認可に係
第二項に規定する書類	条第一項に規定する事由	旅客運賃の変更に係るも
軌道法施行規則第二十二条	軌道法施行規則第二十二	軌道法第十一条第一項(
		る部分
		のに限る。)の認可に係
二項に規定する書類	第一項に規定する事項	旅客運賃の設定に係るも

	に限る。)の届出に係る
	る料金の変更に係るもの
条第三項に規定する事由	国土交通省令を以て定め
軌道法施行規則第二十二	軌道法第十一条第二項(
	部分
	に限る。)の届出に係る
	る料金の設定に係るもの
条第三項に規定する事項	国土交通省令を以て定め
軌道法施行規則第二十一	軌道法第十一条第二項(
	認可に係る部分
	に係るものに限る。)の
条第一項に規定する事由	運輸に関する料金の変更
軌道法施行規則第二十二	軌道法第十一条第一項(
	認可に係る部分
	に係るものに限る。)の
条第一項に規定する事項	運輸に関する料金の設定

										の六第一項	法第二十七条				
道路運送法第九条第五項		の届出に係る部分	道路運送法第九条第四項		の届出に係る部分	道路運送法第九条第三項		の認可に係る部分	道路運送法第九条第一項	の許可に係る部分	道路運送法第四条第一項		許可に係る部分	軌道法第二十二条ノ二の	部分
道路運送法施行規則第十	項	条第一項各号に掲げる事	道路運送法施行規則第九	項	条第一項各号に掲げる事	道路運送法施行規則第九	項	条第一項各号に掲げる事	道路運送法施行規則第八	各号に掲げる事項	道路運送法第五条第一項	定する事項	条第一項及び第二項に規	軌道法施行規則第二十八	
		第二項に規定する書類	道路運送法施行規則第九条					第二項に規定する書類	道路運送法施行規則第八条	第一項各号に掲げる書類	道路運送法施行規則第六条		第二項に規定する書類	軌道法施行規則第二十八条	

規定する書類	げる事項	
条の五第二項又は第三項に	五条の五第一項各号に掲	第一項の届出に係る部分
道路運送法施行規則第十五	道路運送法施行規則第十	道路運送法第十五条の二
規定する書類	一項各号に掲げる事項	
する同令第十四条第二項に	準用する同令第十四条第	
条の二第二項において準用	五条の二第二項において	項の届出に係る部分
道路運送法施行規則第十五	道路運送法施行規則第十	道路運送法第十五条第四
する書類	各号に掲げる事項	
同令第十四条第二項に規定	する同令第十四条第一項	
条第二項において準用する	五条第二項において準用	項の届出に係る部分
道路運送法施行規則第十五	道路運送法施行規則第十	道路運送法第十五条第三
	事項	
条第二項に規定する書類	四条第一項各号に掲げる	項の認可に係る部分
道路運送法施行規則第十四	道路運送法施行規則第十	道路運送法第十五条第一
	項	
	条第三項各号に掲げる事	一の届出に係る部分

	項	
一条の三各号に掲げる書類	二第一項各号に掲げる事	登録に係る部分
道路運送法施行規則第五十	道路運送法第七十九条の	道路運送法第七十九条の
又は第三項に規定する書類	第一項各号に掲げる事項	
る同令第十五条の五第二項	用する同令第十五条の五	
五条第二項において準用す	十五条第二項において準	二項の届出に係る部分
道路運送法施行規則第二十	道路運送法施行規則第二	道路運送法第三十八条第
	る事項	
	十五条第一項各号に掲げ	一項の届出に係る部分
	道路運送法施行規則第二	道路運送法第三十八条第
	る事項	
	五条の十四第二項に掲げ	第三項の届出に係る部分
	道路運送法施行規則第十	道路運送法第十五条の三
図面	掲げる事項	に係る部分
条の十三第二項に規定する	五条の十三第一項各号に	第一項又は第二項の届出
道路運送法施行規則第十五	道路運送法施行規則第十	道路運送法第十五条の三

	る事項		
	条の二第二項各号に掲げ	の認可に係る部分	
	海上運送法施行規則第四	海上運送法第八条第三項	
	条各号の掲げる事項	の届出に係る部分	
	海上運送法施行規則第四	海上運送法第八条第一項	
	条各号に掲げる事項	に係る部分	
	海上運送法施行規則第三	海上運送法第六条の届出	
	項		
第二項各号に掲げる書類	条第一項各号に掲げる事	の許可に係る部分	の七
海上運送法施行規則第二条	海上運送法施行規則第二	· 条 海上運送法第三条第一項	法第二十七
げる書類	に掲げる事項	分	
一条の十三第三項各号に掲	十一条の十三第二項各号	七第三項の届出に係る部	
道路運送法施行規則第五十	道路運送法施行規則第五	道路運送法第七十九条の	
げる書類	に掲げる事項	分	
一条の十一第二項各号に掲	十一条の十一第一項各号	七第一項の登録に係る部	
道路運送法施行規則第五十	道路運送法施行規則第五	一道路運送法第七十九条の	

海上運送法第十一条第一	海上運送法施行規則第八	
項の認可に係る部分	条第一項各号に掲げる事	
	項	
海上運送法第十一条第三	海上運送法施行規則第八	
項の届出に係る部分	条の二第二項各号に掲げ	
	る事項	
海上運送法第十一条の二	海上運送法施行規則第九	
第一項の届出に係る部分	条各号に掲げる事項	
海上運送法第十一条の二	海上運送法施行規則第十	
第二項の認可に係る部分	条各号に掲げる事項	
海上運送法第十一条の二	海上運送法施行規則第十	
第四項の届出に係る部分	一条第二項各号に掲げる	
	事項	
海上運送法第十五条第一	海上運送法施行規則第十	
項又は第二項の届出に係	五条各号に掲げる事項	
る部分		

二十六  $\mathcal{O}$ 年 省 令 十一月二十 は 地 域 日) 公 共 カン 交 5 通 施  $\mathcal{O}$ 行 活 す 性 る。 化 及 び 再 生 に 関 する法 律  $\mathcal{O}$ 部 を改 正 する法 律  $\mathcal{O}$ 施 行

> の 日

平

成

附

則

第 第 海 海 項 海 項 海 上 上 上  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 上 届 項 項 運 運 運 運 届 送 送 送 送 出 出  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 法 に 法 法 法 に 届 届 第 係 第 第 第 係 出 出 <u>-</u> 十 <u>-</u> 十 る る に +12 + 部 部 係 係 九 九 · 条 条 分 条 条 る 分 る 第 第 部 部  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 分 五. 分 五. 十二条 海 海 + + + 条 海 海  $\dot{\equiv}$ 各 上 上 上 条 上  $\mathcal{O}$ 三各 運 号 各 条 運 条 運 運 各号 各号 送 送 各 送 に 号 送 号 法 号 法 法 法 掲 又 に に 又 に 施 施 げ は 施 施 第二 掲 掲 は 行 行 行 掲 行 る げ げ 規 第二 規 げ 規 規 事 る る +則 則 則 則 る 項 + -第二 第二 第二 事 第二 事 事 条 項 項 項  $\mathcal{O}$